

社会保険労務士法人 小林労務 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備を行うため、次のよう
に行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和7年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施

<対策>

- 令和4年5月 役員会等でライフイベントにより退職する必要があった社員の再雇用について検討
- 令和4年10月 再雇用制度規程を策定・周知

目標2：年次有給休暇の取得率を、従業員全員が80%以上とする。

<対策>

- 令和3年10月 有給休暇取得についてアンケート調査
- 令和3年10月～ アンケート結果をうけ、取得促進を行う上での問題点を業務改善委員会で検討する
- 各年4月 有給休暇の所得予定表の掲示や、取得状況をとりとめる
取得率の低い従業員に対して、面談を行い計画付与等を検討する

目標3：男性の育児休業取得を促進を行う。

<対策>

- 令和4年10月 男性の育児休業取得に関する社内アンケートの実施
- 令和4年11月～ 年1回、男性の育児休業取得について社外事例も踏まえてセミナーを実施する。